

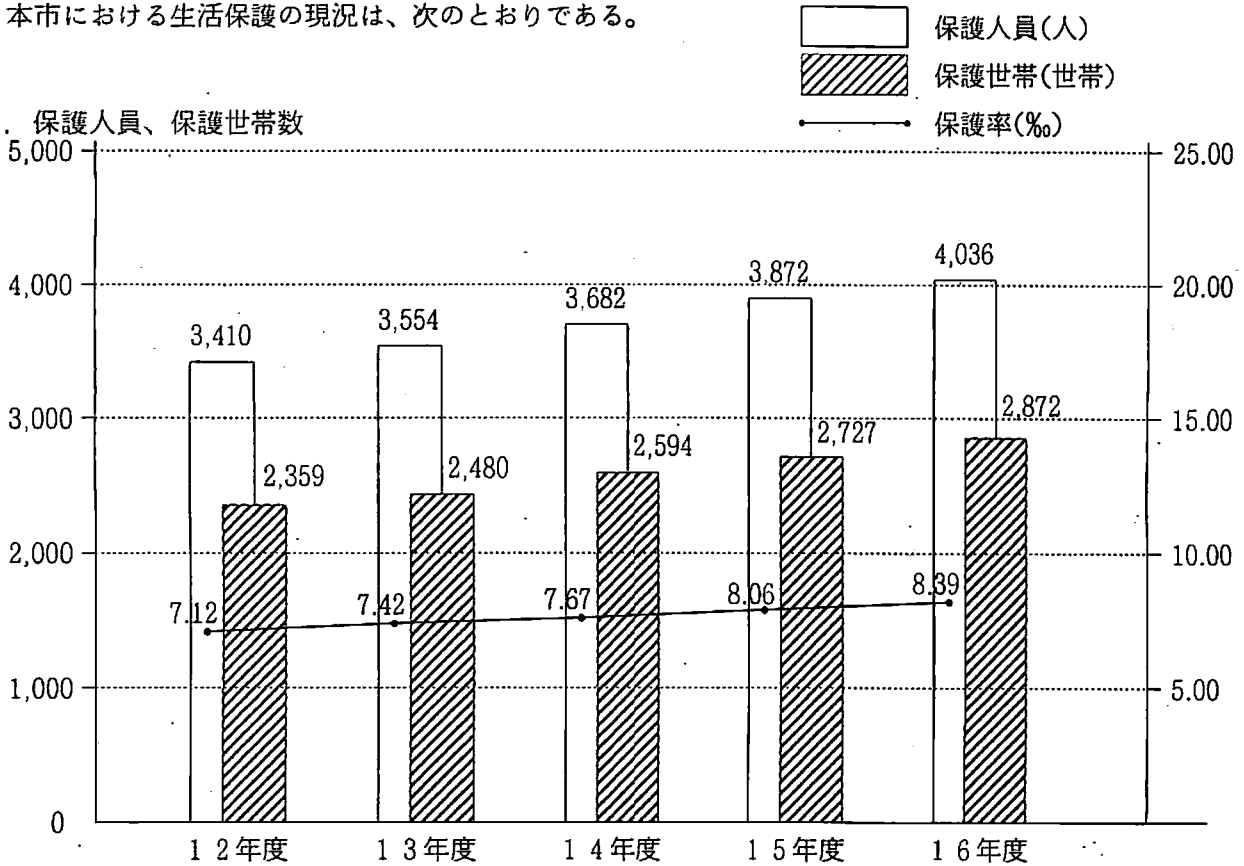
生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

生活保護を適用するにあたっては、生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている。

本市における生活保護の現況は、次のとおりである。

1. 保護人員、保護世帯数



〔種類別被保護世帯数及び人員の年度別推移〕

区分	年度	12	13	14	15	16
被保護 (実数)	世帯数	2,359	2,480	2,594	2,727	2,872
	人員	3,410	3,554	3,682	3,872	4,036
生活扶助	世帯数	2,005	2,135	2,243	2,352	2,468
	人員	3,007	3,147	3,271	3,424	3,553
住宅扶助	世帯数	1,818	1,955	2,057	2,186	2,315
	人員	2,659	2,832	2,962	3,130	3,282
教育扶助	世帯数	192	195	193	201	199
	人員	319	331	331	332	332
介護扶助	世帯数	227	302	384	444	522
	人員	234	312	398	466	544
医療扶助	世帯数	2,184	2,295	2,387	2,518	2,673
	人員	2,972	3,091	3,181	3,367	3,552
出産扶助(年間延人員)		-	-	-	-	-
生業扶助(年間延人員)		6	1	1	1	9
葬祭扶助(年間延人員)		39	42	32	52	59

〔受給世帯類型別推移〕

年 度	類 型	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯数	その他の世帯	合 計
12		1,091	165	906	197	2,359
13		1,197	169	908	206	2,480
14		1,325	174	881	214	2,594
15		1,432	172	892	231	2,727
16		1,529	176	931	236	2,872

〔世帯人員別被保護世帯の状況〕

(各年7月1日全国一斉調査)

年 度	世帯人数	5人以上	4人	3人	2人	1人	計
13		41	64	115	366	1,794	2,380
14		38	69	110	403	1,896	2,516
15		42	66	122	424	1,978	2,632
16		46	64	117	476	2,091	2,794

〔年齢階級別〕

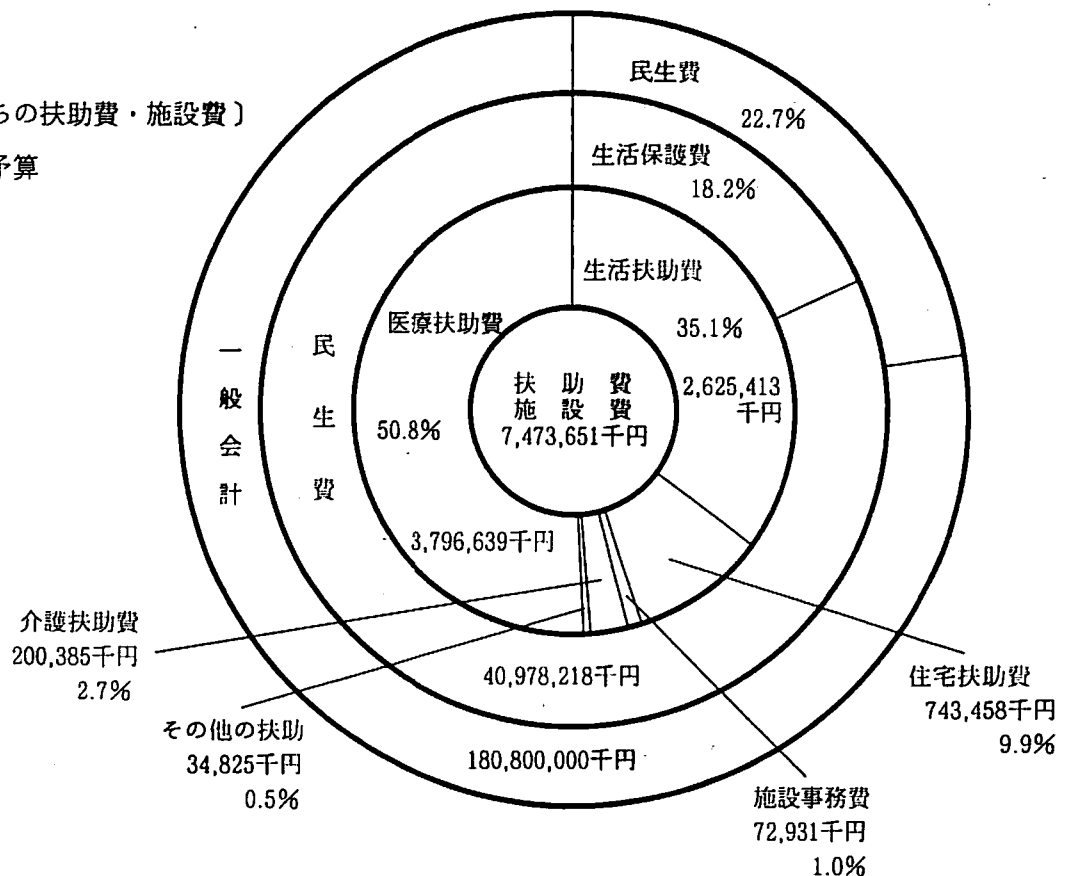
(16.7.1全国一斉調査)

年齢	性別	～5才	～11才	～14才	～19才	～29才	～39才	～49才	～59才	～69才	70才以上	計
男		61	106	67	67	18	73	116	331	502	429	1,770
女		56	102	66	50	51	155	126	254	515	760	2,135
計		117	208	133	117	69	228	242	585	1,017	1,189	3,905

2. 生活保護費

〔生活保護費のうちの扶助費・施設費〕

・平成17年度予算



計 7,509,150千円
 国 5,625,954千円
 県 20千円
 市 1,883,176千円

医療扶助費

指定医療機関に支払う診療報酬
 など
 月入院 466人
 外来 4,123人
 3,796,639千円

生活扶助費

日常生活の基本である衣食の費用や光熱費、家具什器などの基本生活費、11月～3月の冬季加算、年末に個々の生活費に加えられる期末一時扶助、入院日用品費、介護施設入所者生活費、老人世帯、母子世帯、障害者、妊産婦の加算、該当者の介護保険料、救護施設入所者の生活扶助など
 2,937世帯 4,157人
 2,625,413千円

介護扶助費

要介護状態の被保護者に介護扶助（介護保険利用者負担分の扶助）を適用する経費 200,385千円
 ・（介護保険被保険者）
 489人 68,584千円
 ・（40～65才未満の無保険者）
 82人 124,332千円
 ・ケアプラン作成費
 72人 7,469千円

住宅扶助費

家賃、地代等にあてる費用や最低生活維持の上から必要とされる家屋補修費として
 2,320世帯 743,458千円

教育扶助費

義務教育修学中の児童生徒の学年別・性別に必要な学用品や通学用品ほか正規の教材、学校給食費など 338人 27,643千円

生業扶助費

被保護世帯の収入の増加、自立助長をはかるための生業費や技能修得費、就職支度金など 20件 900千円

葬祭扶助費

葬祭に必要な経費として 30件 5,670千円

出産扶助費

分娩の介助に必要な処置費及び衛生材料費として

3件 612千円

施設事務費

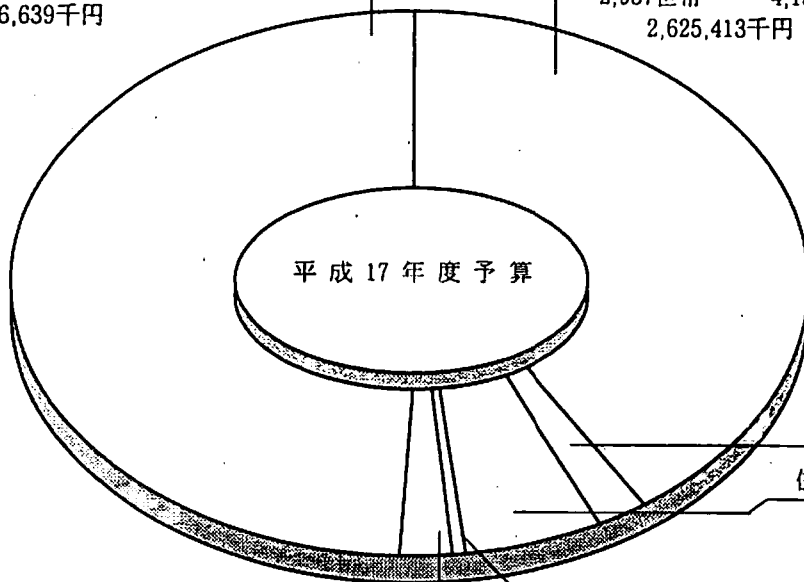
救護施設入所者の施設事務費 37人 72,931千円

事務費

生活保護事務費 29,267千円

法外援護費

被保護世帯等に対する愛の福祉費 4,158千円
 行旅死亡人取扱費 15件 2,074千円



〔種類別保護費の推移〕

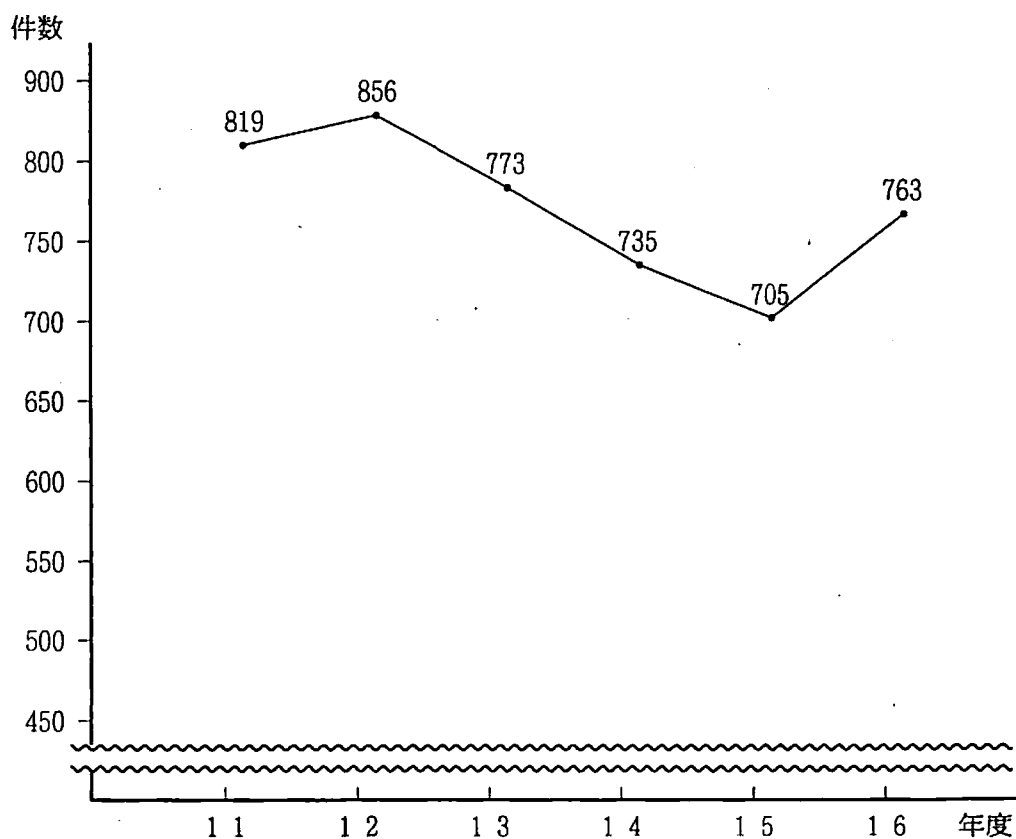
(単位：円)

区分 年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他の 扶 助	施設事務費	計
1 2	2,170,336,285	566,886,877	24,724,153	77,412,430	3,339,642,629	4,249,675	45,752,986	6,229,005,035
1 3	2,299,882,617	607,817,254	25,519,115	105,057,852	3,332,614,172	4,292,363	46,776,140	6,421,959,513
1 4	2,369,475,760	643,538,847	25,524,450	158,098,724	3,341,164,153	3,773,694	49,342,984	6,590,918,612
1 5	2,465,984,073	698,171,079	25,828,400	164,858,951	3,592,837,807	5,160,461	53,164,898	7,006,005,669
1 6	2,478,310,814	752,007,643	25,892,919	192,466,706	3,927,179,242	7,246,255	63,546,623	7,446,650,202

〔生活保護費の推移〕

区分 年度	12	13	14	15	16
世 帯 数	170,815	172,241	174,509	176,875	179,047
人 口	479,002	479,238	480,030	480,695	480,991
保 護 世 帯 数	2,359	2,480	2,594	2,727	2,872
保 護 人 員	3,410	3,554	3,682	3,872	4,036
保 護 率 (%)	7.12	7.42	7.67	8.06	8.39
保 護 費 (円)	6,229,005,035	6,421,959,513	6,590,918,612	7,006,005,669	7,446,650,202
1 人 当 の 月 額	152,224	150,581	149,170	150,784	153,755

3. 生活保護申請状況



〔申請受理要因〕

(16年度実績)

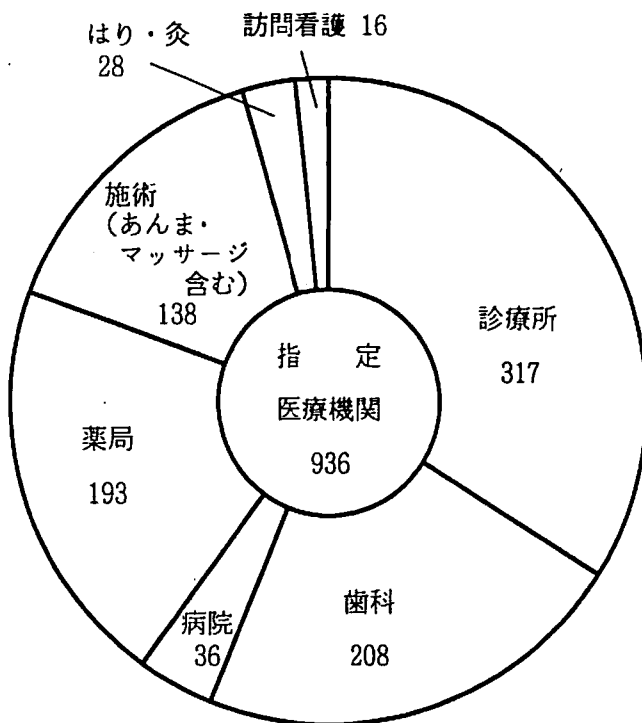
区分		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
世帯主の	疾病	39	19	32	45	31	36	31	28	26	24	35	39	385	
	死亡	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	1	0	8	
	不在	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	
	老齢	2	0	2	3	2	2	4	1	3	3	3	0	25	
	失業	4	5	5	7	4	5	9	6	1	4	3	2	55	
	その他	2	1	3	1	1	2	1	1	1	1	0	1	0	14
世帯員の	疾病	0	2	3	2	2	2	3	1	0	1	1	1	18	
	死亡	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	不在	1	1	0	2	1	1	1	3	1	0	0	2	13	
	老齢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	失業	1	1	1	1	0	0	0	3	0	0	1	0	8	
	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
世帯中の	仕送りの減少喪失	3	2	2	5	3	5	5	1	1	5	5	5	42	
	他法給付の "	0	3	5	3	2	0	2	1	1	0	2	1	20	
	手持金の "	21	22	19	8	7	17	17	14	8	13	8	16	170	
合計		73	56	72	80	53	71	75	60	45	51	60	67	763	

4. 医療扶助費

〔年度別推移〕

年度	区分	支出額 (円)	件数	1件当りの平均額(円)
12		3,339,642,629	60,377	55,313
	診療報酬 (入院・外来等)	3,322,290,747	59,238	56,084
	事務所払 (検診料等)	17,351,882	1,139	15,234
13		3,332,614,172	67,912	49,073
	診療報酬 (入院・外来等)	3,312,764,878	66,788	49,601
	事務所払 (検診料等)	19,849,294	1,124	17,660
14		3,341,164,153	73,060	45,732
	診療報酬 (入院・外来等)	3,323,548,456	72,026	46,144
	事務所払 (検診料等)	17,615,697	1,034	17,036
15		3,592,837,807	79,271	45,323
	診療報酬 (入院・外来等)	3,572,047,500	78,129	45,720
	事務所払 (検診料等)	20,790,307	1,142	18,205
16		3,927,179,242	85,055	46,172
	診療報酬 (入院・外来等)	3,906,428,051	83,918	46,551
	事務所払 (検診料等)	20,751,191	1,137	18,251

〔指定医療機関〕



〔医療扶助人員〕

年度	区分	総数	入院		入院外	
			単給	併給	単給	併給
12		2,972	226	130	94	2,522
13		3,091	211	123	98	2,659
14		3,181	202	114	99	2,766
15		3,367	201	116	116	2,934
16		3,552	205	116	122	3,109

5. 教育扶助費

〔教育扶助の内容〕

(17.4.1現在)

区分	小学校	中学校
基準額	2,760円	4,920円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	

〔受給人員〕

(各年7月1日全国一斉調査)

学年 年	小 学 校							中 学 校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
12	34	25	28	31	44	32	194	37	39	39	115
13	32	31	29	29	42	41	204	38	41	35	114
14	32	39	33	29	31	41	205	41	34	42	117
15	30	36	39	33	33	38	209	41	45	29	115
16	27	30	35	40	38	36	206	44	43	46	133

6. 住宅扶助(家賃、間代)の状況

(各年7月1日全国一斉調査)

月額 年	0	8,000 円以下	8,001 10,000	10,001 13,000	13,001 15,000	15,001 18,000	18,001 20,000	20,001 23,000	23,001 26,000	26,001 30,000	30,001 円以上
	12	60	123	97	175	122	119	122	108	149	207
13	58	121	110	200	123	129	120	109	151	214	632
14	51	121	110	206	112	130	128	103	163	222	718
15	50	110	129	209	115	131	129	113	165	236	781
16	53	117	131	221	103	120	137	122	175	255	877

7. 介護扶助費内訳(平成16年度実績)

	区分	介護報酬	
		件数	金額 (円)
居宅介護	訪問介護	3,534	34,507,285
	訪問入浴介護	85	1,400,535
	福祉用具貸与	2,545	11,040,362
	訪問看護	505	6,386,761
	訪問リハビリ	13	11,697
	通所介護	1,442	21,959,902
	通所リハビリ	495	11,935,047
	居宅療養管理指導	202	641,680
	短期入所生活介護	163	4,263,173
	短期入所療養介護	4	37,114
	痴呆対応型共同生活介護	1	842
	特定施設入所者生活介護	535	30,163,628
施設介護	介護老人福祉施設	319	12,164,176
	介護老人保健施設	269	22,243,817
	介護療養型医療施設	380	46,865,143
居宅介護サービス計画		621	5,445,174
小計(A)		11,113	209,066,336
高額介護サービス費支給分(B)		0 (1,934)	18,139,229
合計(A) - (B)		11,113	190,927,107

区 分	福祉事務所支払分	
	件数	金額 (円)
福祉用具購入	60	590,613
住宅改修	46	948,986
移送	0	0
介護サービス費 (非指定介護機関)	0	0
その他	0	0
合計(イ)	106	1,539,599

福祉事務所数	1か所
支出額総合計 (ア) + (イ)	192,466,706

注) 高額介護サービス費支給分件数は再掲

5 暴力団員に対する生活保護の適用についての考え方

(1) 暴力団員に生活保護を適用することの問題点

反社会的行為により市民生活の安全と平穩を脅かす暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号の「暴力団員」をいう。）に対して生活保護を適用することは、国民の生活保護制度に対する信頼を揺るがすばかりでなく、結果的に公費である保護費が暴力団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることとなり、社会正義の上でも極めて大きな問題である。このため、暴力団員に対する生活保護の適用については、厳正な対応を行い、市民の理解と支持が得られるようにする必要がある。

(2) 基本方針

法第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」とし、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因や社会的身分等により優先的・差別的に取り扱われることがないことを規定している（無差別平等の原則）が、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することは、無差別平等の原則と矛盾するものではない。

ここで、そもそも暴力団員は集团的に又は常習的に暴力団活動（暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、保護の要件の判断に当たり、

- ① 本来は正当に就労できる能力を有すると認められることから、稼働能力の活用要件を満たさない
- ② 暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が福祉事務所に對して申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や法第29条等に基づく資産等調査によってこれを発見・把握することは困難であることから、資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができないが、これは暴力団員であることに帰因するものである

と認められることから、保護の要件を満たさないものとして、急迫状況にある場合を除き、申請を却下することとする。

また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考えに基づき保護の廃止を検討する。

(3) 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応

① 組織的対応

保護を申請し、又は申請しようとする者（以下「申請者等」という。）が、申請相談・調査・指導の過程におけるその申立てや態度等から暴力団員であると疑

われる場合（例：「過去には暴力団員であったが、現在は脱退している」と主張するものの、就労状況や生活実態等に照らして離脱の真偽が疑われる場合）には、警察等の関係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じ所長、査察指導員等幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組む必要があり、福祉事務所においては日頃からこのような組織的体制の確立に努めること。

また、ケースワーカーや面接相談員は、ケース診断会議等を通じて決定された福祉事務所としての指導方針に沿って、これらのケースに対応すること。

なお、査察指導員は、必要に応じ面接に同席することや同行訪問等を行うこと等により、ケースワーカー等を支援するとともに、助言指導を積極的に行い、ケースワーカー等のみにその対応を任せることのないように留意すること。

② 警察に対する情報提供依頼に当たっての留意事項等

ア (1) 及び (2) に基づく申請の却下の判断及び暴力団員による不正受給事案等の防止のため、申請者等が暴力団員であることが疑われる場合において、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては福祉事務所が暴力団員該当性を確認することが困難なときには、その暴力団員該当性について警察から情報提供を受ける必要がある場合がある。

この場合の警察に対する情報提供依頼は、資産及び収入の状況に関する照会の根拠である法第29条に基づくものではなく、生活保護行政上の必要性に基づいて警察に対し任意の協力を求めるものである。

警察による暴力団情報の提供は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年9月4日付け警察庁丙暴暴一発第14号、別添）に基づき行われているところ、警察に対し暴力団員該当性について情報を求めるに当たっては、都道府県警察本部又は警察署の暴力団排除担当課（以下「警察の暴力団排除担当課」という。）を窓口とすることとし、依頼に際しては、生活保護行政の適正な運用のために暴力団員該当性についての情報が不可欠であること（申請者等が暴力団員である蓋然性が高いこと、(1) 及び (2) に基づき、暴力団員については保護の要件に照らして原則として保護の申請を却下する必要があること、暴力団員による不正受給の未然防止の重要性等）について十分に説明すること。

なお、日頃から管内の保護の動向や暴力団情勢について警察の暴力団排除担当課と情報交換等を行うなど、緊密な連携にも配慮すること。

イ なお、申請相談の時点で、申請者等により、実施機関職員に対する暴力行為や脅迫的言動等がなされ、又はなされる可能性がある場合には、あらかじめ警察の暴力団排除担当課の担当者に連絡を取り、対応方法について助言を求めるほか、事態の態様や必要性に応じて有事の際の迅速な対応が可能ないように事前に協力を求めるなど、必要な支援を得られるよう依頼すること。

また、各都道府県の暴力追放運動推進センター等における不当要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報の活用などにより、日頃から暴力団員への対応要領の理解や管内の暴力団の動向の把握に努めることも必要である。

③ 保護の要件の判断と指導指示の徹底

申請者等が暴力団員である場合には、ケース診断会議等を通じて保護の受給要件の適合性についての厳格な審査を行い、指導指示方針を明確にして対応に臨む必要がある。

ア 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、(2)の基本方針に基づき、原則として、既に申請を行っている場合には申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明する。ただし、法第4条第3項の規定に基づき、急迫状態にあると認められる者については、その状態が解消するまでの間は保護を適用することができるものである。

この場合において、申請却下の理由は、「暴力団員であることから稼働能力活用の要件に適合せず、また資産・収入の活用の要件が確認できないこと」等となる。また、これらの要件の判断に際し、申請者等が暴力団員であると福祉事務所が判断した根拠を問われた場合には、警察からの情報提供によるものであることを明らかにすることは可能である。

イ 申請者等が申請時点においては暴力団員であったが、

- a 暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）
- b 誓約書（二度と暴力団活動を行わない、暴力的言動を行わない等）
- c 自立更生計画書

の提出を要請するなどにより、暴力団から離脱させた場合であって、現に生活に困窮していることが他の調査等から明らかであるときには、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断する。

なお、これらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に対して②アに則り再度情報提供を求めるなどにより確認に努めること。

また、暴力団からの離脱を求めるに当たり、申請者等が、所属する暴力団からの脱退妨害や報復等のおそれがある旨を申し立てる場合には、このような行為が暴力団対策法第16条（加入の強要等の禁止）第2項に該当し得ることを踏まえ、警察の暴力団排除担当課や都道府県暴力追放運動推進センター等に相談するよう助言すること。

ウ イの結果、保護を適用することとなる場合であっても、保護受給中に自立更生計画書等に反して暴力団活動を行った場合には直ちに保護を廃止する旨明確に指導指示しておくとともに、保護受給中は病状、稼働状況等生活実態の的確な把握に努め、暴力団活動を行っている疑いが生じた場合には、②アに則り情報提供を求めるなど関係機関と連携を取ってその実態把握を行う。この結果、暴力団活動の事実が認められた場合や、職員の訪問時等に暴力、威嚇行動等を行った場合には、所要の手続を経て、保護の廃止の措置を講ずる。

なお、具体的に職員に対し暴力行為等が行われた場合には、速やかに警察へ通報する等の手続をとり、厳正に対処する必要がある。

また、福祉事務所による生活実態の把握等を通じ、保護適用中に、被保護者

が暴力団員ではないかとの疑いが新たに生じた場合には、②アに則り暴力団員該当性について警察の暴力団排除担当課に情報提供を求め、暴力団員であることが判明した場合には、イに準じて離脱等の指示を行い、これに従わない場合には所要の手続きを経て保護を廃止する。

エ・世帯の構成員に暴力団員がいる場合において、当該暴力団員はアの但し書きの規定に該当しないが、生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する場合は、局第1-2-(1)により世帯分離による保護適用を検討する。

(4) 暴力団員による不正受給事案への対応

保護費の不正受給事案に関する警察等捜査機関との協力については、後記IV 4及び5に詳述するが、特に暴力団員による不正受給事案については、保護費が暴力団の資金源として用いられることとなり、社会的反響も大きいことから、警察等捜査機関に対する告訴や捜査への協力を行い、厳正な対応を行う。

(5) 警察との連携・協力強化のための協議等

① 警察との協議

(3) ②、③及び(4)に係る対応時を含め、生活保護行政を適正に推進するため、定期的又は必要に応じて、警察の暴力団排除担当課と県本庁保護担当課又は福祉事務所の間で、以下の事項等に関して協議等を行うなど警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図ること。

ア 暴力団員の保護状況（申請者又は被保護者が暴力団であった場合の申請却下又は保護廃止の状況を含む。）及び暴力団の動向と対策

イ 暴力団員受給ケースに関する情報交換

ウ 保護担当課・福祉事務所と都道府県警察本部・警察署との連携及び協力の在り方

エ その他必要な事項（不正受給防止対策等）

② 関係機関の実施する暴力団からの離脱支援・社会復帰対策等の活用と協力等

都道府県暴力追放運動推進センターにおいては、暴力団からの離脱支援や社会復帰対策を推進していることから、これらの積極的な活用にも配慮するとともに、これらの取組への協力・参加等を通じ、関係機関との連携を強化するよう努めること。

6 年金担保貸付を利用している者への対応

(1) 生活保護受給中の者の場合の考え方

本来、生活保護受給中の者には、日常的な生活需要だけではなく臨時的需要も満たすに十分な生活保護費が支給される。また、自立更生のために必要な貸付は、福祉事務所の承認を受けた上で生活福祉資金等の貸付を受けることができることから、いずれにしても、生活保護受給中の者が年金担保貸付を受けなければならない理由は想定できない。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる